

しまねプレミアム飲食券使用規約

第1条（総則）

島根県が発行する「しまねプレミアム飲食券」の使用について、本規約のとおり定める。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) しまねプレミアム飲食券
加盟店において、令和4年4月27日から令和4年10月31日までしまねプレミアム飲食券取引ができる島根県発行の商品券
- (2) 使用者
島根県が規定した本規約を承諾のうえ、しまねプレミアム飲食券を加盟店で使用する者
- (3) 加盟店
しまねプレミアム飲食券募集要項により所定の申込書にて島根県に申し込み、島根県が承認した個人、法人および団体
- (4) しまねプレミアム飲食券取引
使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部をしまねプレミアム飲食券で行う取引

第3条（しまねプレミアム飲食券の管理等）

- 1 使用者は、しまねプレミアム飲食券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 2 使用者は、しまねプレミアム飲食券を紛失、盗難、第三者に使用されるなどして失った場合、島根県は一切の責任を負わない。

第4条（使用者の順守事項）

- 1 しまねプレミアム飲食券の販売額は、1組5,000円とし、券面額は1組6,000円（500円×12枚綴り）とする。
- 2 使用者は、島根県が指定する販売場所にて、しまねプレミアム飲食券を購入するものとする。本規約に別途定める場合を除き、決済済みのしまねプレミアム飲食券の払戻しは行わない。
- 3 島根県は、しまねプレミアム飲食券の購入において、偽名を使うなどの不正購入が判明した場合、当該使用者に対して、身分証明書の提示等による本人確認を求めることができるほか、しまねプレミアム飲食券を無効化する場合がある。
- 4 使用者は、しまねプレミアム飲食券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできない。
- 5 使用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的でしまねプレミアム飲食券取引は行ってはならない。

第5条（しまねプレミアム飲食券取引）

- 1 使用者は、島根県が指定する販売場所にて、「しまねプレミアム飲食券」を購入することとし、決済は、現金のみとする。
- 2 「しまねプレミアム飲食券」の販売場所は、以下のとおりとする。

- (1) ローソン（WEB 申込または直接来店し、「Loppi」にて発券後レジ支払のち受取）
 - (2) しまね信用金庫、島根中央信用金庫、日本海信用金庫
 - (3) 一畑トラベル隠岐営業所、海士町観光協会、西ノ島町観光協会
 - (4) 奥出雲町商工会 本所(三成)、経営支援センター(横田)
- 3 しまねプレミアム飲食券取引は、500 円単位とする。
- 4 購入限度は、ローソンでは、1 回あたり一人 2 組（10,000 円）まで、それ以外の販売場所では、1 回あたり一人 4 組（20,000 円）までとする。
- 5 しまねプレミアム飲食券における支払いにおいて、額面に満たない金額の支払いを行うことは認めない。
- 6 しまねプレミアム飲食券取引後の返金を行わない。

第 6 条（加盟店との紛争）

使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、加盟店との間で解決するものとし、島根県はその責任を負わない。

第 7 条（しまねプレミアム飲食券の有効期限・使用可能期間）

- 1 しまねプレミアム飲食券の有効期限は、令和 4 年 10 月 31 日までとする。
- 2 有効期限を経過した場合、しまねプレミアム飲食券の使用はできない。
- 3 有効期限内であっても、取得したしまねプレミアム飲食券の払い戻しはできない。

第 8 条（個人情報等の収集および使用）

島根県は、しまねプレミアム飲食券で収集された個人情報の使用・管理・共同使用等について、次のとおり適切に取り扱うものとする。

- 1 個人情報とは、しまねプレミアム飲食券購入において提供を受けた、氏名、住所、電話番号等、特定の個人を識別できる情報をいう。
- 2 個人情報の共同使用
 - (1) 共同使用することのある項目
 - ア 氏名、住所、電話番号、しまねプレミアム飲食券の使用場所、使用日、使用金額等、特定の個人を識別できる事項
 - イ お問い合わせに関する事項
 - ウ サービス提供に関する事項
 - (2) 共同使用の目的
 - ア しまねプレミアム飲食券の運営及びサービス提供
 - イ サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ウ 電子メール等の通知手段による情報発信
 - エ 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - オ その他上記各使用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
 - カ 上記、目的をサポートするための業務委託会社による使用
- (3) 共同使用する者の範囲
島根県及びしまねプレミアム飲食券事務局（事務局運営事業者：株式会社 J T B 山陰支店）

3 個人情報の使用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における使用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切行わない。

ただし、統計的に処理された使用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表する場合がある。

4 個人情報の管理

収集した個人情報については、島根県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとする。

第9条（業務委託）

島根県は、しまねプレミアム飲食券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがある。

第10条（使用停止または中止）

1 島根県または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、しまねプレミアム飲食券の全部または一部を停止または中止することがある。この場合、使用者は、しまねプレミアム飲食券の全部または一部を使用できない。

(1) 天災地変、停電、その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合

(2) 本サービスが犯罪に使用された疑いがある場合。

(3) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づきしまねプレミアム飲食券の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害等について、島根県は一切の責任を負わない。

第11条（使用の一時停止および中止）

島根県または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがある。その場合、使用者のしまねプレミアム飲食券取引は出来ず、保有するしまねプレミアム飲食券残高は失効し、払い戻しは行わない。

1 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

2 しまねプレミアム飲食券を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合

3 しまねプレミアム飲食券の使用状況に照らし、使用者として不適格である場合

4 しまねプレミアム飲食券取得申込に虚偽が発覚した場合

第12条（反社会的勢力の排除）

1 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。

- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を使用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 使用者は、自らまたは第三者を使用して以下の各号に該当する行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 島根県は、使用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、使用者の保有するしまねプレミアム飲食券残高について、使用資格を取り消すことができる。なお、島根県は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取り消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負わない。
- 4 前項の場合、当該使用者の保有するしまねプレミアム飲食券残高は失効するものとし、払戻しは行わない。

第13条（しまねプレミアム飲食券の終了）

島根県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、しまねプレミアム飲食券を全面的に終了することがある。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じる。

第14条（規約の変更）

本規約を変更する場合、島根県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとする。

第15条（合意管轄裁判所）

使用者は、しまねプレミアム飲食券に関して島根県との間に紛争が生じた場合、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

第16条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用される。

第17条（お問い合わせ窓口）

お問い合わせ窓口は、しまねプレミアム飲食券事務局 0852-59-5650（受付時間 10:00～17:00）とする。

本規約は、令和4年4月20日から適用する。